

前橋市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>○前橋市公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用する条例</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、本市の<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p>	<p>○前橋市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、本市の<u>公共下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p>

前橋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行																												
<p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道事業等運営審議会会長</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	職名	報酬		種別	金額	省略			水道事業等運営審議会会長	省略		省略			<p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道事業及び公共下水道事業運営審議会会長</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	職名	報酬		種別	金額	省略			水道事業及び公共下水道事業運営審議会会長	省略		省略		
職名		報酬																											
	種別	金額																											
省略																													
水道事業等運営審議会会長	省略																												
省略																													
職名	報酬																												
	種別	金額																											
省略																													
水道事業及び公共下水道事業運営審議会会長	省略																												
省略																													

前橋市特別会計設置条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業につき、その円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業集落排水事業 <u>前橋市農業集落排水事業会計</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業につき、その円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業集落排水事業 <u>前橋市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p>

前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(督促)</p> <p>第2条 法第231条の3第1項の規定による市の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、<u>市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)</u>は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 督促状に指定する納付の期限は、督促状を発した日から10日以内とする。ただし、市長等において広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、地域、期日その他</p>	<p>(督促)</p> <p>第2条 法第231条の3第1項の規定による市の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、<u>市長は</u>、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 督促状に指定する納付の期限は、督促状を発した日から10日以内とする。ただし、市長において広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、地域、期日その他</p>

<p>他必要な事項を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 市の歳入を納期限までに納付しない者が納期限後納付する場合は、前橋市市税条例(昭和26年前橋市条例第302号)第21条及び附則第2条の2の規定の例により延滞金を徴収する。ただし、<u>市長等</u>がやむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>必要な事項を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 市の歳入を納期限までに納付しない者が納期限後納付する場合は、前橋市市税条例(昭和26年前橋市条例第302号)第21条及び附則第2条の2の規定の例により延滞金を徴収する。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>2～3 省略</p>
---	---

前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案	現 行																										
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「計画処理区域」とは、住宅団地においてし尿及び家庭雑排水の集合処理を目的として市長が定めた地域をいう。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第4条 地域し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市下川町住宅団地排水処理施設</td> <td>前橋市下川町57番地8</td> </tr> <tr> <td>前橋市城南住宅団地排水処理施設</td> <td>前橋市鶴が谷町31番地10</td> </tr> <tr> <td>前橋市新堀西住宅団地排水処理施設</td> <td>前橋市新堀町318番地11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8	前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10	前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「計画処理区域」とは、<u>農業集落又は住宅団地</u>においてし尿及び家庭雑排水の集合処理を目的として市長が定めた地域をいう。</p> <p>3 この条例において「排水設備」とは、<u>し尿及び家庭雑排水を地域し尿処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きよ、水洗便所その他の排水施設</u>をいう。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第4条 地域し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>農業集落排水処理施設</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市小屋原集落排水処理施設</td> <td>前橋市小屋原町1370番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市公田地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市公田町634番地</td> </tr> <tr> <td>前橋市下増田地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市下増田町490番地</td> </tr> <tr> <td>前橋市上増田地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市上増田町139番地</td> </tr> <tr> <td>前橋市大室地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市東大室町232番地</td> </tr> <tr> <td>前橋市今井地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市上増田町1446番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市二之宮地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市新井町176番地1</td> </tr> <tr> <td>前橋市樋越地区集落排水処理施設</td> <td>前橋市樋越町775番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	前橋市小屋原集落排水処理施設	前橋市小屋原町1370番地1	前橋市公田地区集落排水処理施設	前橋市公田町634番地	前橋市下増田地区集落排水処理施設	前橋市下増田町490番地	前橋市上増田地区集落排水処理施設	前橋市上増田町139番地	前橋市大室地区集落排水処理施設	前橋市東大室町232番地	前橋市今井地区集落排水処理施設	前橋市上増田町1446番地1	前橋市二之宮地区集落排水処理施設	前橋市新井町176番地1	前橋市樋越地区集落排水処理施設	前橋市樋越町775番地
名称	位置																										
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8																										
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10																										
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11																										
名称	位置																										
前橋市小屋原集落排水処理施設	前橋市小屋原町1370番地1																										
前橋市公田地区集落排水処理施設	前橋市公田町634番地																										
前橋市下増田地区集落排水処理施設	前橋市下増田町490番地																										
前橋市上増田地区集落排水処理施設	前橋市上増田町139番地																										
前橋市大室地区集落排水処理施設	前橋市東大室町232番地																										
前橋市今井地区集落排水処理施設	前橋市上増田町1446番地1																										
前橋市二之宮地区集落排水処理施設	前橋市新井町176番地1																										
前橋市樋越地区集落排水処理施設	前橋市樋越町775番地																										

前橋市稲里地区集落排水処理施設	前橋市粕川町新屋110番地
前橋市新屋地区集落排水処理施設	前橋市粕川町深津1764番地1
前橋市込皆戸地区集落排水処理施設	前橋市粕川町込皆戸400番地2
前橋市馬場地区集落排水処理施設	前橋市馬場町422番地8
前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設	前橋市二之宮町88番地
前橋市米野地区集落排水処理施設	前橋市富士見町米野1322番地
前橋市横引地区集落排水処理施設	前橋市富士見町横室1033番地
前橋市市之木場地区集落排水処理施設	前橋市富士見町引田102番地
前橋市石井地区集落排水処理施設	前橋市富士見町石井262番地
前橋市富士見東部地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮642番地
前橋市白川東地区集落排水処理施設	前橋市富士見町小暮107番地

(2) 住宅団地排水処理施設

名称	位置
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11

(排水設備の設置義務)

第5条 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者は、当該施設の利用が可能となった日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の届出)

第6条 省略

(使用料)

第7条 省略

(使用料の減免)

第8条 省略

(管理の委託)

第9条 省略

(委託料)

第10条 省略

(準用規定)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

(利用の届出)

第5条 省略

(使用料)

第6条 省略

(使用料の減免)

第7条 省略

(管理の委託)

第8条 省略

(委託料)

第9条 省略

(準用規定)

第10条 省略

(委任)

第11条 省略

前橋市農業集落排水事業分担金条例新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 計画処理区域 排水処理施設を使用することができるものとして、<u>公営企業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が定めた地域をいう。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 市は、農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、計画処理区域内に居住する世帯主又は計画処理区域内にある建築物の所有者若しくは<u>管理をしている者</u>で、排水処理施設の使用について<u>管理者</u>に申出をしたもの(以下「<u>受益者</u>」という。)から分担金を徴収する。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収方法)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 分担金は、一括して徴収するものとし、その納付期日は、<u>管理者</u>が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、5年の期間に分割して徴収することができる。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他<u>管理者</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>管理者</u>が分担金を減免する必要があると認めた受益者</p> <p>(受益者の変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 第5条第2項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第1項の規定による通知後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、分担金を納期限までに納付しない受益者があるときは、前橋市税外収入金の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 計画処理区域 排水処理施設を使用することができるものとして、<u>市長</u>が定めた地域をいう。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 市は、農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、計画処理区域内に居住する世帯主又は計画処理区域内にある建築物の所有者若しくは<u>管理者</u>で、排水処理施設の使用について<u>市長</u>に申出をしたもの(以下「<u>受益者</u>」という。)から分担金を徴収する。</p> <p>(分担金の賦課及び徴収方法)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、分担金の賦課を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>2 分担金は、一括して徴収するものとし、その納付期日は、<u>市長</u>が定める。ただし、受益者から分割して納付する旨の申出があったときは、5年の期間に分割して徴収することができる。</p> <p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その他<u>市長</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>市長</u>が分担金を減免する必要があると認めた受益者</p> <p>(受益者の変更があった場合の取扱い)</p> <p>第8条 第5条第2項の規定により分担金を徴収する場合において、同条第1項の規定による通知後に受益者の変更があり、かつ、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該分担金のうち当該届出の日までに納期の到来しているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、分担金を納期限までに納付しない受益者があるときは、前橋市税外収入金の督</p>

督促及び滞納処分等に関する条例(昭和39年前橋市条例第25号)の定めるところにより、延滞金を徴収する。  
(分担金の繰上徴収)

第10条 管理者は、第5条第2項ただし書の規定により分担金を分割して納付する旨を申し出た受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付の義務の確定した分担金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても分担金を繰上徴収することができる。  
(1)～(3) 省略  
(過誤納金の還付又は充当)

第11条 管理者は、過誤納に係る分担金及び延滞金(以下「過誤納金」という。)があるときは、その納付した受益者に直ちに還付しなければならない。  
2 管理者は、前項の規定により還付すべき場合において、当該受益者につき未納の分担金又は延滞金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を未納に係る分担金及び延滞金に充当することができる。  
(還付加算金)

第12条 管理者は、過誤納金を還付又は充当する場合には、その納付の翌日から還付又は充当の日までの期間の日数に応じ、当該金額に市税の還付加算金に係る割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を加算する。  
2 省略  
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

督促及び滞納処分等に関する条例(昭和39年前橋市条例第25号)の定めるところにより、延滞金を徴収する。  
(分担金の繰上徴収)

第10条 市長は、第5条第2項ただし書の規定により分担金を分割して納付する旨を申し出た受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付の義務の確定した分担金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても分担金を繰上徴収することができる。  
(1)～(3) 省略  
(過誤納金の還付又は充当)

第11条 市長は、過誤納に係る分担金及び延滞金(以下「過誤納金」という。)があるときは、その納付した受益者に直ちに還付しなければならない。  
2 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、当該受益者につき未納の分担金又は延滞金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を未納に係る分担金及び延滞金に充当することができる。  
(還付加算金)

第12条 市長は、過誤納金を還付又は充当する場合には、その納付の翌日から還付又は充当の日までの期間の日数に応じ、当該金額に市税の還付加算金に係る割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を加算する。  
2 省略  
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

前橋市道路占用料徴収条例新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
(占用料の減免) 第4条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(5) 省略 (6) 排水管、電気の各戸引込線及びガス、水道、下水道等の各戸引込管 (7)～(8) 省略	(占用料の減免) 第4条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(5) 省略 (6) 排水管、電気の各戸引込線並びにガス、水道及び下水道の各戸引込管 (7)～(8) 省略

前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
○前橋市水道事業等の設置等に関する条例	○前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

<p>(水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するための水道事業、雨水及び汚水を排除処理し、市民の生活環境の改善を図るための公共下水道事業並びに農業集落排水事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、市民の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 経営の基本となる農業集落排水事業の名称、処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日当たりの処理能力は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> <th>処理区域面積</th> <th>処理人口</th> <th>1日当たりの処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市農業集落排水事業</td> <td>前橋市農業集落排水区域</td> <td>1,509.9ヘクタール</td> <td>4万3,300人</td> <td>1万2,911立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	名称	処理区域	処理区域面積	処理人口	1日当たりの処理能力	前橋市農業集落排水事業	前橋市農業集落排水区域	1,509.9ヘクタール	4万3,300人	1万2,911立方メートル	<p>(水道事業及び公共下水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を、雨水及び汚水を排除処理するため、公共下水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業及び公共下水道事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、市民の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>
名称	処理区域	処理区域面積	処理人口	1日当たりの処理能力							
前橋市農業集落排水事業	前橋市農業集落排水区域	1,509.9ヘクタール	4万3,300人	1万2,911立方メートル							

前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>○前橋市水道事業等運営審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 水道事業等(前橋市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年前橋市条例第52号)第2条第1項に規定する水道事業等をいう。以下同じ。)の円滑な運営を図るため、前橋市水道事業等運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 水道事業等の運営及び経営に関する事項</p> <p>(2) 水道料金並びに公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料に関する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p>	<p>○前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 水道事業及び公共下水道事業の円滑な運営を図るため、前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 水道事業及び公共下水道事業の運営及び経営に関する事項</p> <p>(2) 水道料金及び公共下水道の使用料に関する事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p>

<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>水道、公共下水道又は農業集落排水処理施設</u>を使用する企業を代表する者</p> <p>(4) <u>水道、公共下水道又は農業集落排水処理施設</u>の使用者</p> <p>3～4 省略</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>水道又は公共下水道</u>を使用する企業を代表する者</p> <p>(4) <u>水道又は公共下水道</u>の使用者</p> <p>3～4 省略</p>
---	---

前橋市水道事業給水条例新旧対照表(第10条関係)

改正案	現行
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本市水道事業の給水区域は、<u>前橋市水道事業等の設置等に関する条例</u>(昭和41年前橋市条例第52号)第2条第2項の表に定めるところによる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本市水道事業の給水区域は、<u>前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和41年前橋市条例第52号)第2条第2項の表に定めるところによる。</p> <p>2 省略</p>